

## 沖縄県、国（沖縄総合事務局）の泡瀬埋立事業の「変更手続き」書類への意見

東京都豊島区西池袋 2 - 1 2 - 9 301 号室 野中郁江

告示・縦覧の書類への意見書です。

この事業の国の目的、「新港地区東埠頭浚渫土砂処分場造成」としての泡瀬埋立、は、緊急性もないし、合理性もありません。泡瀬埋立事業は中止すべきです。以下意見要旨です。

- 1 . 沖縄県の FTZ 構想は、失敗です。抜本的な見直しが求められています。東埠頭の浚渫は、緊急な課題ではありません。
- 2 . この FTZ は出発の時点から、将来性がない、と指摘されていました。
- 3 . これまで、多くの国税・県税が投入されましたが、FTZ 用地の民間への分譲率は僅か 2.1% であり、ここ数年変化がありません。分譲価格を 3 割～5 割下げても売却が進んでいません。
- 4 . 最近、FTZ 用地に、FTZ とは全く関係のいない IT 企業などの誘致が始まっています。沖縄県は、「用地変更」を進めています。
- 5 . ここに立地する企業で構成する「新港地区協議会」は、毎年国・県に要請書を提出していますが、「東埠頭の浚渫」は優先課題ではなく、「定期航路の創出」「西埠頭へのガントリークレーンの設置」「電気・水道料などの軽減」「港湾施設の整備」などが優先課題・要請です。
- 6 . 国が埋立に使う新港地区東埠頭の整備の浚渫土砂は、491 m<sup>3</sup>（変更前 885 m<sup>3</sup>）とある。従前の約 55% の利用である。この事業の国の目的は、東埠頭が早期に使えるようにするためであるが、浚渫土砂の利用は約半分であるから、泊地・航路は半分しか利用できないとなり、目的は達成されないことになる。また、東埠頭の整備が遅れているから分譲が進まないといいながら、23 年度は、C1 護岸、二 1 護岸、仮設道路 3 の工事があるだけで、浚渫工事（埋立工事）は見当たらないし、予算も 8 千万円程度（今後の予算 107 億円のわずか 0.7%）である。国の工事着工の目的に大きな問題がある。「工事着工ありき、つなぎの予算」の批判は当然である。半分の浚渫土砂でも東埠頭は十分使えるとなれば、従前の 885 m<sup>3</sup> の浚渫は、世界に誇る貴重な泡瀬干潟を「浚渫土砂処分場」として破壊してもかまわないという、自然環境破壊の行為・計画であったことが明かである。東埠頭の浚渫の緊急性、必要性は失われている。
- 7 . 沖縄県は「沖縄振興計画等総点検報告書」～沖縄振興の現状と課題及び展望～（平成 22 年 4 月）を公表しているが、その中で経済の自立（製造業誘致）について、「特別自由貿易地域における企業誘致は、・・期待された成果が得られていない。・・主要因として、物流コストが高いこと・・が指摘されている。・・物流コスト低減の抜本的措置が必要である。」と総括し、課題をあげている。

FTZ の課題は、東埠頭の浚渫ではなく、「物流コストの低減・定期航路の創設」である。